

まちづくり協議会の認定要件に関する他市の状況まとめ

小金井市

- ・ 地区の市民（選挙人名簿に登録されている者に限る）の 過半数の参加

小平市

- ・ 活動区域の地区住民（20歳以上）のおおむね3分の1以上の支持
- ・ 構成員が10人以上
- ・ 構成員の過半数が地区住民等であること

武蔵野市

- ・ 区域の住民等のおおむね10分の1以上の同意
- ・ 区域の住民等10人以上で構成
- ・ これらの者がおおむね当該区域のすべての地域から参加

日野市

- ・ 構成員が地区住民等であること
- ・ 同意する者が地区の一部に偏ることなく
- ・ 地区住民等のおおむね10分の1以上の同意
- ・ おおむね3,000平方メートル以上であること

国立市

- ・ 地区住民5人以上で構成
- ・ 区域の一部に偏ることなく参加

国分寺市

- ・ おおむね3,000平方メートルの地区を対象
- ・ 構成員が地区住民等であること

○協議会への主な要件

要件の項目	要件内容
1 構成員の種類	区域の住民等
2 同意の割合	割合に関する規定（過半数～1/10、なし）
3 地区の設定	地区の設定や地区面積の規定

○武蔵村山市まちづくり条例における規定内容

要件の項目	要件内容
1 構成員の種類	計画地区の地区住民等
2 同意の割合	18歳以上の者が 多数参加
3 地区の設定	道路等に囲まれた街区形成に足る区域

○協議会認定の考え方

協議会は、地区まちづくり計画の立案ができる

地区まちづくり計画の立案に当たっては、地区住民等の過半数の同意が必要（同意する者の所有する土地面積の合計が地区面積の1/2以上の場合に限る）

（まちづくり条例第7条）

協議会に認定するに当たっては、認定後、組織としての地区住民等の**合意形成を達成するための活動の実行力の担保**が必要。

地区まちづくり制度の積極的な活用を促すため、認定については**門戸を広げる弾力的な運用が必要**。



●「多数参加」の取扱い（案）

- ・構成員が10名以上であること。
- ・地区住民等のおおむね10分の1以上の賛同があること。